

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	学校施設課

契約業者名・住所	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店 ・千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
工事等の名称	教育情報ネットワークイントラネットサーバ賃貸借(再リース)
工事等の場所	松戸市教育委員会指定場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,716,000 円
工事等の概要	本事業は、教育の ICT 化等による教育の質の向上・業務の効率化を目的とし、サーバ関係機器及び「コラボノート for Public」を利用するため、賃貸借契約を締結しており、教育委員会と各学校の情報を繋ぐためには欠くことのできない重要な事業である。
随意契約の理由	現在導入している機器及びシステムにおいては、再リース契約が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日より新規入替調達を検討することとなるが、 1. 機器及びシステムの使用に関して、再リース契約期間を含め5年以上の長期の賃貸借契約をしているが大きな障害は発生しておらず、安定的な運用が継続できている。 2. 再リースで賃貸借することにより、機器の賃貸借部分の費用を減額することができる。 などの観点より、現行賃貸借契約の機器を継続活用し、再リースを実施することが、安定的なシステム運用と費用の抑制を図ることができ、最も効果的と考える。 したがって、本事業の性質及び目的が競争入札には適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、現行の契約締結業者である株式会社大崎コンピュータエンジニアリングの1者より見積書を徴するとともに、随意契約の相手方とする。